

兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県教育の振興のための施策に関する計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、兵庫県教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項について検討する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) その他、前項の計画策定のために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
 3 必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝 金)

第6条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、県職員及び県費負担教職員にあつては支給しない。
 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅 費)

第7条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。
 2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(庁内調整会議)

第8条 計画案の作成及び委員会の円滑な運営等を行うため、教育委員会事務局並びに知事部局からなる庁内調整会議を設置する。
 2 事務局長は、教育長及び企画県民部長とする。

(庶 務)

第9条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局教育企画課において行う。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月8日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定をもって効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県教育長が招集する。

兵庫県教育振興基本計画検討委員会 委員名簿

No	分野	氏名	役職	
1	学識経験者	梶田 叡一	(学) 奈良学園理事、兵庫教育大学 名誉教授・前学長	
2		桂 正孝	宝塚大学特任 教授、大阪市立大学 名誉教授	
3		清原 正義	公立大学法人兵庫県立大学 理事長兼学長	
4		長瀬 荘一	神戸女子短期大学 学長	
5	各界代表	県議会	上野 英一	兵庫県議会文教常任委員会 委員長
6			榎本 和夫	兵庫県議会文教常任委員会 副委員長
7		経済界	寺崎 正俊	兵庫県経営者協会 会長
8		マスコミ	門野 隆弘	神戸新聞社 論説副委員長
9		労働界	泉 雄一郎	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 会長代理
10		スポーツ	平松 純子	日本オリンピックズ協会 常務理事、兵庫県体育協会 副会長
11		青少年	武田 寿子	公益財団法人神戸YMCA 前理事長
12		生涯学習	岩木 啓子	ライフデザイン研究所FLAP 代表
13	行政	市町教委	神吉 賢一	兵庫県市町村教育委員会連合会 会長
14			三木 一司	兵庫県市町村教育委員会連合会 副会長
15	学校関係者	私学	濱名 浩	兵庫県私立幼稚園協会 理事長
16			摺河 祐彦	兵庫県私立中学高等学校連合会 理事長
17			水野 雄二	兵庫県専修学校各種学校連合会 会長
18		保護者	尾上 浩一	兵庫県PTA協議会 会長
19		公立学校	桐原 美恵子	兵庫県国公立幼稚園長会 会長
20			上野 理生	兵庫県小学校長会 会長
21			森 啓二	兵庫県中学校長会会長
22			溝口 繁美	兵庫県立高等学校長協会 会長
23	前田 博之		兵庫県立特別支援学校長会 会長	
24	公募	魚住 妙子	公募委員	
25		柳本 晃代	公募委員	

兵庫県教育振興基本計画策定庁内調整会議組織

役職名	職名
事務局長	教育長 企画県民部長
事務局次長	教育次長 教育次長 企画県民部 管理局長
	企画県民部 県民文化局 大 学 課 長 県 民 生 活 課 長 青 少 年 課 長 芸 術 文 化 課 長 教 育 課 長 管 理 局 防 災 企 画 局 長 防 災 企 画 課 長 こ ど も 局 少 子 対 策 課 長 児 童 課 長 男 女 家 庭 課 長 障 害 福 祉 課 長 障 害 者 支 援 課 長 障 害 福 祉 局 産 業 労 働 部 政 策 労 働 局 長 能 力 開 発 課 長 国 際 局 長 国 際 交 流 課 長 農 政 環 境 部 農 政 企 画 局 長 総 合 農 政 課 長 農 業 改 良 課 長 農 林 水 産 局 長 環 境 創 造 局 長 環 境 政 策 課 長 教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長 教 育 企 画 課 長 財 務 課 長 教 職 員 課 長 学 事 課 長 福 利 厚 生 課 長 義 務 教 育 課 長 特 別 支 援 教 育 課 長 高 校 教 育 課 長 社 会 教 育 課 長 文 化 財 課 長 体 育 保 健 課 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 人 権 教 育 課 長